

平成19年 第1回定例会一般質問

議長 本田 哲也君

3番、今井議員の一般質問を許します。3番、今井議員。

議員 3番 今井 保利君

3番、今井です。通告書に従い、第1回目の質問を行います。

件名としては、芦屋競艇の将来についてを上げました。その中で要旨2つ。

1点目、未納回収金が22億となっている中で、3町間の話し合いは決着したのか、このことについて説明をお願いいたしたいと思います。

2点目として、今回の特別会計予算の中で9,000万円を競艇施設特別会計で基金を取り崩しておりますけども、今後、平成20年度以降、どのようにこの競艇施設特別会計を運営していくのか、考えておられるのか、ご説明をお願いいたします。

これで、私の1回目の質問を終わります。

議長 本田 哲也君

執行部の答弁を求めます。町長。

町長 鈴木 清吾君

1点目は私の方から答弁をさせていただきます。

未収金があるということではありますが、この未収金というのは、芦屋町外二カ町競艇施行組合から芦屋町に対して施設の使用料、売り上げの5.5%に値する金額が延べにして22億円あると、こういう問題ではありますが、これにつきましては、今般の競艇議会の方でも一般質問されました折にもご説明をさせていただきました。

今、事務者会議、3町の助役の会議をまずやり、そしていろんな調整が進んだ中で、町長、議長も含めて9者会議というものも含めまして、事務者会議と9者会議、9者会議の中では当然助役も入っておるわけではありますが、それを含めまして延べ22回の回数、今まで3町間でお話し合いをさせていただきました。その間、昭和27年にできて以来、いろいろと今までの思いというか、芦屋町の思いも本当に真摯な気持ちというか、お互いの気持ちをぶつけあうシーンもありましたし、我々も言いたかったことも言わせていただいたところもありますし、両町からも今までのこの競艇に対する思いもいろいろと言われてきました。

ただ、やっぱり立場が違うと、いろんな形で考え方が違うのかなというのが今、正直な感想でありまして、22回の会議を続けておりますけれども、やっぱり今なお隔たりがお互いの立場の中で大きいということでありまして、そういうことで3町間のこの件については決着をいたさないというのが、私の回答であります。

なぜ、そうなってるのかということではありますが、ちょうど今日傍聴の方もお見えになってますから、多くの方、ぜひご説明申し上げておきたいんですが、この22億の根拠は、昭和62年にここにありましてありますけれども、その前にもいろいろ規約があったわけではありますが、62年に組合規約、いろいろと変遷があつてきてます。その中に14条の中に収益金の配分並びに損失を生じたときの負担割合は次のとおりとするという条項があります。そこに70%、芦屋町が70、岡垣町が15、遠賀町が15、この明文の規定があります。その規定に基づいて、我々は全額で22億程度ありますから、ぜひお支払いをしておきたいということを会議の中で申し上げてまいりました。

ただ、問題なのは、この14条については、ここに別途、昭和62年の12月の3日にそのときの町長さんの3名の方の署名でありました。この3条に、その組合規約、先ほど申し上げた14条の規定に基づく損失については別途協議するという明文がここにあります。非常にあいまいというか、苦慮するのはそこでありました。弁護士にも法律論としてもご相談、当然我々としても相談をしておりますし、恐らく両町の方も弁護士さんの方にご相談をしておると思いますが、法律論として、やっぱり難解な部分は別途協議するという条項があるばかりに、我々はあくまでも70、15、15でしてますが、別途協議するという事はそういうことだろうと、必ずしも70、15、15ではないという考え方が両町にもありますし、なおかつもう一点、やっぱり主張されるのは、議員さん持ってるのかどうかわかりませんが、設立した当初、昭和27年にこの競艇場ができたわけでありまして、そのときにも覚書がここにあります。そのときの町長さんは黒山町長であります。私も尊敬する町長さんであります。昭和27年の11月1日付の覚書があります。両町のそのときは村であります。村長さんに対して第1条でこういう条項があります。

芦屋町は本組合事業に関しては、当時ですから、遠賀村、岡垣村に対して一切の経済的負担はかけないという条項がここに明文としてあります。やっぱり両町の方は、これはまだ生きてるんだと、我々は62年に正常化した折には、それはちゃんと清算してあるんですよということでもありますけども、皆さん方はここに明文の覚書があるわけですから、そういう覚書は2つの覚書がある、その中で、我々は両町と今一生懸命に折衝をしておるというのが現状であります。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

競艇施設課長。

競艇施設課長 菊池 省三君

それでは、2点目の競艇施設特別会計で9,000万を取り崩しているが、平成20年度以降はどのように考えているかというご質問に対してのご回答をいたします。

まず、平成19年度、競艇施設特別会計当初予算におきまして、公債費、いわゆる施設改善事業の償還金が3億5,500万程度生じておりますが、19年度単年度分の予算で9,000万ほど不足いたしますので、現在、積み立てております競艇事業振興基金の中から取り崩して支出を行います。

この基金につきましては、18年度末で3億8,000万を積み立てております。平成20年度以降につきましては、現在、芦屋町外二カ町競艇施行組合からの今後10年間の財政シミュレーションをいただいておりますが、このシミュレーションどおりの施設借上料が収入として確保できるならば、施設会計においても一般会計からの繰り入れ等を行わなくても成り立ってまいります。

また、起債の償還等も平成31年度で完了いたします。ただし、競艇施設特別会計におきまして、歳入の大部分が施行組合さんからの施設借上料ですので、売り上げ減等の要因で収入が下回ってきた場合は、起債償還額の多い年度は厳しい状況が生じてまいります。

施設会計といたしましては、財政シミュレーションに沿った収入をお願いしたいと考えております。

以上です。

議長 本田 哲也君

今井議員。

議員 3番 今井 保利君

まず、第1点目の町長の方からご説明いただいた件は、既に3年前に私、お聞きしております。「その時点での金額、借入金に対して、いつまでにめどをつけるんですか」と言ったら、答えは「去年の3月」。その時点で、私は「相手があることですから、もう少し待ちましょう」と、待っております。きょう現在、何も話ありません。3年前、私は「執行部はこのままやめてしまおうでしょ」と言ったら、「そんなことはない」と言われました。私がここで「そうですか、すみません、じゃよろしくお願ひします」と言ったんです。結果、私の言ったとおりになってるじゃないですか。

今、町長の言葉の中を言うと、隔たりがあってめどが立たないという言葉ですよね。町民に対して、私の一般質問に対して、町民に対して去年の3月までに回答したことに対して、きちっとして、まず謝ってできないと、その時点で次の話として、じゃあいつまでにというのが執行部の回答でしょう。

1点目、もう一点確認します。町民に対して去年の3月までに解決すると言っためどについての釈明、きちんとしたお話をまず1点はお伺ひしたい。というのは、この執行部、終わりということですから、回答なければそれでも結構ですけど、私は町民に対してすべきだと思う。

議長 本田 哲也君

町長。

町長 鈴木 清吾君

釈明する必要は私はないと思います。精いっぱい芦屋町のために立場で物申し上げ、しかし、相手方の論理も法律論として成り立つこと**が**あります。こういう別途協議するという条項があるばかりに我々は苦しんで、そのこともわかりながら、ですから最終的に決着をつけようとするれば、法的な形ですればできると思いますが、それをするかどうかというのは、非常に難しい判断になるかと思います。

ですから、お互いに話し合いを譲り合いながら、どこに合意点を持っていくかということについては、当然我々としては今後とも話し合いを続けていく。

ただ、言いましたように、立場が違くと物の考え方はこんなにも違うのかなというのが現実であります。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

今井議員。

議員 3番 今井 保利君

その話は3年前にわかってたことでしょう。そんな文書**が**あったこと、3年前に知らなかったわけじゃないでしょ、そのときも同じ議論を私してるんですよ。そういうのあるけどもいつまでにやるんですかって言ったら去年の3月までにするといった、私に答えたんじゃないで町民に答えたんですよ。けども、相手があるから、こんなことがある、こんな条文があるから、今さらだからできません。それおかしいでしょ。まずはできなかったことは、やると言ったことできなかったんだからすみませんでしょ。そこから話はスタートだと、私は思いますけど、もう一度すみませんと言ってから次の話じゃないですか、違いますかね。

議長 本田 哲也君

町長。

町長 鈴木 清吾君

いや、私はそういうつもりはありません。一生懸命にやらさせていただいて、相手のある話であって、それは芦屋町のこと、全部利益のあること、全部ほっぽり出してやれば簡単に解決できます。

ただ、芦屋町の利益を守りながら、いかにして合意点に達するかということについては、こういう文書がある中で、法律論として問題がある中で、解決するのは非常に難しさがあるということを理解してもらわんと、それはどうでもいい、しかも最初からわかってたことだろうという

話ですが、22回話す中で、お互いの気持ち、本音が少しずつ出て、話し合いをしているというのが現実であります。22回話した中で、お互いの本当の気持ちをお互いに吐露し合うというか、ある面ではもう激論というか、そういうところまで入ってるわけであります。

しかし、その中にも議長にもちゃんと入っていただいて、交渉もしてるわけであります。簡単に話がつくということであれば、とっくの昔、と同時に芦屋町の利益を全部失って、解決するというのであれば簡単にできます。

ですけど、そこで申し上げたように、芦屋町の利益を守りながら、いかに合意点に達するかということが難しさがあるということでもありますから、私は町民の方に一生懸命やってるんですよ。こういう減数があるということをお示しをして、最後まで努力するということが課せられたれ責務だというふうに考えております。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

今井議員。

議員 3番 今井 保利君

ですから、もう謝らないということだったらいいですけども、私は3年前、同じ話をしてるんです。「相手があるから大変だからできないでしょ」と言ったら「できます、去年の3月までできます、やります」とここで激論交わした、私がすごい怒った、「そうです、じゃお願いします」と言ったんですよ。その後、一つも話ないんですよ、説明は、経過説明は、議会で。

最後になってきょう、終わるときになって最後の議会でどうなりましたかって、隔たりがあつてわかりません。町民どうすればいいんですか、22億を。どう考えればいいか、私は非常に不審に思いますね。9者会議をやった、22回もやった、私は解決するとは思ってない、初めから、だからそう言ってる。それを「解決はします」と言ったのはおたくたちだ。

では、もう一度聞きましょう。じゃあいつまでに解決しますか。

議長 本田 哲也君

町長。

町長 鈴木 清吾君

いつまでという約束はできません。

ただ、精いっぱい頑張っていくんだと、まだこれは継続してるんです。今から私は4月30日までであるわけではありますが、会議もまた今月の19日にも今、助役の報告がありましたけども、9者会議をまたやるんだと。しかし、どこかである程度のめどをつけて、これをどうする、解決していくのか、お互いの隔たりがあるから、場合によっては法的な措置までしないとこれは、今申し上げたように条文が非常にややこしい覚書があります。それをじゃあだれがこれを採点する

のか、相手の方々、今22億、22億で、今お話がありますけども、だから町民の方も22億を第三者から全部芦屋町が債権があるかのように言われておりますけれども、少なくとも相手の方はそうは言ってないんですが、この規約、我々は規約に基づいてやってますけど、その7割は芦屋町であります。

ただ、両町が言ってるのは違う、7割ではないんですよと、もっと別途協議するという事は、最初の黒山町長がした経済的迷惑をかけませんよという、この覚書に基づけば70じゃないでしょと、もっと少ないんですよという事は、自分自身に対してお金を返しなさいということ言ってるわけですから、そこのことをちゃんと理解していただかないと、自分に対して自分の金に返しなさいと、この少なくとも規約どおりいったとしても7割は芦屋町が、我が芦屋町にお金を返しなさいということ言っただけですから、ですから、第三者にこの22億、全く全部あるんですよということじゃないことだけはしっかり町民の方々にも理解していただかないといけないというふうに考えております。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

今井議員。

議員 3番 今井 保利君

そのことは22億が3割、7割ということは十分理解しております。

だけど、いずれにしても2年前には解決するといったことは今になったら、きょうこの時点になってどこがどう変わったか知りません、答えられません、わかりません。そのことについては非常に憤りを感じますね。一般質問ですよ。町民の声ですよ。答えられません、未納金をいつ返すか、どういう話し合いになるかわかりません、こんなたくさん問題があります、問題があることはずっとわかってるでしょ。ずっと指摘してきたじゃないですか、何回も私4年間。

2年前に解決するといったことを今になってできませんたら、私が言ってることと同じじゃないですか。それをさも胸張って言うこと何もないと、私たちはそう言ったんだから、あんたたちは。

聞きましょう。22億のうちの3割で幾らになりますか。

議長 本田 哲也君

助役。

助役 安高 直彦君

17年度末のいわゆる施設使用料の未払い金、この部分については22億2,900万ほどあるわけですが、これを規約どおり15%各町に求めますと、1町当たり3億3,440万程度になります。芦屋町が15億6,000万程度の、いわゆる負担を伴うというこ

とでございます。

今の3億3,000万というのは、1町当たりでございます。したがって、2町ということになりますと6億6,800万、この程度になるわけです。

議長 本田 哲也君

今井議員。

議員 3番 今井 保利君

それじゃ、1町当たりほかの町は大きい数字で3億としましょう。芦屋町10億ということで話を始めましょう。

他の2町が、芦屋町のポート、こういうふうになってるから3億を芦屋町に返さなきゃいけない。こういう議案をそこの町の町長が議案として、私は出せるもんじゃないと、出せると思いますか、そういう議案をもし。どうでしょう。

議長 本田 哲也君

町長。

町長 鈴木 清吾君

いや、出せるか出せないかは、その予想してこんなところで公のところで私が答える立場ではありません。

以上です。

議長 本田 哲也君

今井議員。

議員 3番 今井 保利君

これはもう3年前にわかってること。議案なんかそこの首長が出せるわけない。ましてや出して、そこの議会が3億円をほかの町の公営ギャンブルの赤字に出す、その議決を承認するわけではないことは、十分わかってる。それがわかってる、みんなわかってる。答える立場にない、そういう答えじゃない、わかってる。

だから、どうするかというのは、執行部が提案者として議会に提案すればいいことだ。裁判とかいろいろ言っておられるけども、少ない数値のときにきちっと議会に提案して処理をすべき問題なんだ。そうすれば、こんな大問題にならない。

なぜ、ここで私が大きな声を上げてるかと言うと、この22億、来年度は幾らになる予測ですか、教えてください。

議長 本田 哲也君

助役。

助役 安高 直彦君

二カ町の施行組合の今の議会の関係で、見込み額という形で今、補正予算をお願いしておりますが、その中でいきますと累積赤字は本年度も最終的には見込みでございますけれども25億3,000万程度になるのではないかと考えてますが、これはただ最終的には、現在の予備費なり、未執行の額等々がございますので、最終的にはまたさらに幾らか、この額につきましては、削減されるのではないかというふうな見通しをしております。

議長 本田 哲也君

今井議員。

議員 3番 今井 保利君

今22億何千万かという数字を上げ22億、今の予測で25億、来年度。いいですか。この金額どんどん帳簿上膨れるんですよ。膨れれば膨れるほど、ほかの町への負担はふえるんですよ。今の3億でも声を荒立てて私、言ってるのは絶対返ってこない、首長はそんな提案とかできない、首が吹っ飛びますよ、よその町の。議会だってだれも承認しませんよ、よその町の公営ギャンブルに。

そういうものは歴然と明確でしょと言ってるんですよ。だから、どうすればいいかということは、そちらが提案しなければ、私たち議会はだれもできないんですよ、何も。我々は提案者じゃないんですよ。

だから、提案してくださいよ、どうしましょって。話し合いは必要性ないでしょ、22回もやれば。隔たりがあるんならどうするかというのは、これは私、譲歩してるんですよ、この意見はあくまでも今の執行部で、この3月の議会の議案何項目あるかしらん、その中の1項目に提案して、こうすべきだということにすれば、帳簿上の問題だから解決すると思うんですけど、このまま先送りをするということでは、大変なことになりますよね、次の人もね。次の人が責任を持って解決すると言っても責任持って解決できませんよ。さきの人ですよって言われる話ですよ。どうするんですか。大変な問題ですよ、これ。

じゃあ、ほかの二カ町のことやめましょう。

それでは、芦屋町は今現在15億ということですよ。この15億についてはどうするかというのは、議会に提案されましたか。どうするんですか。芦屋町単独でできることですよ。僕は、この15億についても早めに議会に話をしてきちんと対応すべきだと思うが、どうお思いでしょう。

議長 本田 哲也君

助役。

助役 安高 直彦君

今、町長がご回答申し上げましたが、この22回の協議の中で、相手方の手法というものは、ある程度、的が絞ってこられたという、そういうふうに私は認識しております。

ただ、今の最終的な協議の結論が出てない中で、この辺を経過的なお話をするのは、やはりいろいろと問題が出ますので、この辺はお話する時期には今、ふさわしくないということでお話は控えております。

ただ、これを今、今井議員が言われますのは、この芦屋の部分だけでも、清算すべきじゃないかというお考えでございますが、これは組合の規約の中で70対15、15ということで、負担割合が決まっております。したがって、この中でよその町ではこの負担割合に基づいて、損失補償をすることについてはできないというのが、今までの基本的な考え方です。

したがって、この部分をよその町との二カ町施行組合の協議が整わない中で、構成町の主たる芦屋町がその部分だけを先んじて、そういった損失補償の部分、そういった整理を芦屋町だけが単独ですというの、今の時期ふさわしくないというふうに考えておりますので、これはやはり協議が整った中で、協同で同じ時期に各関係の町で議会なりにご相談して、そういう結論がもし手法としてなるのであれば、そういう時期にすべきだと、芦屋町が先んじてその分だけをやるといふことについては、私は適切でないというふうに思っております。

議長 本田 哲也君

町長。

町長 鈴木 清吾君

私からも答弁させていただきたいんですが、芦屋町は芦屋町で自分の分だけやれるんじゃないかということですが、先ほどから何回も申し上げるように、この14条には70、15ということが書いてあります。ですから、その70だけでもやればいいんじゃないかということでもありますけれども、ただそこに何度も申し上げる、覚書で別途協議するという条項があるばかりに、じゃあ必ずしも70、15、15じゃないよという議論があるわけですから、じゃ芦屋町が勝手に、いやあなたたちがいろいろ言ったとしても、うちだけは70で清算というか、いろんな形でやりますよということが成り立たないでしょということを私は申し上げたわけです。その議論を今一生懸命やっておるわけです。70、15、15というものをどうしていくのか、別途協議という中で、じゃあその割合が幾ら幾らになるのかということをお我々としては主張するし、少なくとも我々の22億というのは、この70、15、15という根拠で請求もしてるし、お願いしますということをお申し上げております。

だから、そのことを申し上げるわけですから、芦屋町が勝手に70、15、15だけで、合意も何もしなくて、それだけの債務があるからということで、ぽんとやれるということにはならないというふうには考えております。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

今井議員。

議員 3番 今井 保利君

確かに今、言われる論点というのは、私も理解できてるんですよ。しかし、私が言っているのは、今さっきから言ってるように、金額が大きくなれば処理できませんよって、だれも。去年の3月、3億ちょっとお金を一般会計から特別会計へ入れただけでも大騒ぎでしょ。15億ですよ、今。来年17億ですよ。どんどんふえていったらどうするんですか、一般会計たった50何億しかないのに、15億、20億の金を処理するというのは。

単に帳簿上とは言いながら、7割、3割があると言いながら、きちんと帳簿上はしていないと、どういうことが起こるか、おわかりだと思いますよ。芦屋町の競艇に、その借金、そのお金がどんどん残っていくと、それを消さないで残していると、公営ギャンブル、この借金ずっといくんですよ、消せないんですよ。ずっと赤字のままですよ。どっかでちっちゃいうちにどんどん、こういうことを私が言うべきじゃないかと思いますが、ほんとは立案者、そっちの方でやるべきでしょ。毎年、これは消していくべきだったんですよ。消さなければ、ボートの存続そのものに影響する借金となってると思います。

いずれにしましても、次の執行部に大変な課題を残して行うということだけはよくわかりました。次の執行部の方に頑張って、私のこれが最後の一般質問です。いずれにしましても、ここの中での判断としては、執行部に最善の策を立案して、この議会に出してほしかったというのが、切なる私の願い。そうすれば、競艇というものの存続とか、今後というのは見えてくると思うんです。今回の議会に出なかったということは、20億、30億の赤字を消していくために、どんどんずっと公営ギャンブルやらなきゃいけないという、大変な悪循環の帳簿上なるんですよ。公営ギャンブルの存続の意義がなくなるんですよ、これで。そのことをよくわかってください。私は存続とか廃止とか言ってるんじゃないんですよ。存続させるためには何が条件かということ言ってるんですよ。このままでこの数字を消せなかったというのは、大変な汚点だと思いますよ。動きがとれないと思うんですよ。

それでは、2点目の方にします。2点目の方に20年度以降については、19年度9,000万、ことし予算の中で投入しましたが、今後10年間の財政シミュレーションを見ると、条件として売り上げの予測が減らない限り一般会計からの繰り出しはないという回答だと思いますけど、間違いはないですか。

議長 本田 哲也君

競艇施設課長。

競艇施設課長 菊池 省三君

今もっております財政シミュレーションからいけば、それはございません。

議長 本田 哲也君

今井議員。

議員 3番 今井 保利君

じゃあ今後の中の変化点としては、売り上げさえきちんと守られれば、今の予測でいけばということですけど、売り上げはどのくらいの予測を今されてるのか、概略でいいです。1年目、2年目、3年目、または5年目だけでもいいですけど、教えていただけますか。

議長 本田 哲也君

助役。

助役 安高 直彦君

今、前提条件といたしまして二カ町施行組合の売り上げ、これが皆さん方の議会の全員協議会で昨年の8月ですか、お出しした財政シミュレーションでいきますと、このような売り上げが確保できれば施設会計も十分対応していけるというふうに判断しております。

それで、その中、ご存じのように二カ町施行組合としても、いろんな機械の、3連単方式の導入等々の機械のリース料、それから従業員の退会選別金の一時的な借り上げに伴う起債の償還、こういったものがここ四、五年、非常にきつい状況、ピークを迎えますので、そういった状況が非常きつうございます。そういうような状況ですが、ある一定のこの前お示ししましたような1日当たりの本場の売り上げ関係、こういったものが18年度は決算見込みで、財政シミュレーション上では7,160万程度、シミュレーションでは見ておりますが、現在の18年度の第11回までの、これは1月の末日ぐらいまでの状況でございますが、これでいきますと約7,240万ほど、現在推移しております。これは年度末等で多少少なくなる見込みもございませけれども、こういうことで推移しておると。

19年度につきましても、財政シミュレーション上では6,800万、1日当たりを見ております。これも今の現状からすると、どうにか確保していけるのではないかと。

それと、あと20年度以降につきましては、下げどまりといたしますか、6,500万、6,300万というような1日当たりの売り上げが推移していくとすれば、そういった収益も出ますが、ただあとご存じのようにSGなりGIの誘致、これの関係を努力していかないと、その部分について、もし誘致が計画どおりいかないというような部分については、多少売り上げが変動する、収益が変動するということはございますが、今こういうようないろんな経費の削減につきましては、かなり私どもとしても努力をしてきたというふうに思っておりますが、今後、この売り上げをどう向上させていくかということが、この競艇事業のいわゆる収支を確保していく大きな要因だと思っておりますので、これにつきましては、特に今までテレビのいわゆる放映等々については、今まで削減で控えておりましたけれども、今回19年度、18年度におきましてテ

レビのコマーシャル関係の予算も二カ町の中でお認めいただきまして作成をしております。

こういったことで、18年度の末から19年度以降、そういった芦屋町競艇の、そういったコマーシャルフィルム、これを放映しながら売り上げの向上に努めていきたいというふうに考えております。

それともう一つ、これ皆さん方にも既に配付をいたしておりますが、競艇業界でいろんなモーターボート競走法の改正の動きがございます。これはもう既に今国会に上程をされるようになっておりますが、その中でいわゆる19条の交付金関係、こういったものの率の見直しも行われるような様相でございます。

ただ、この中で、いわゆる拠出の率が、一応今のところ2.62というようなことで引き下げされるという見通しでございますが、これがそのまま各施行者にそのままいわゆる跳ね返るといいますか、支払わなくていいというような形にはならず、業界の中で、そういった一部、そういった赤字団体等々についての支援というのがあります、業界を挙げてのいろんな向上策に充てるというような考え方もございますので、この辺がはっきりしないと何とも言えませんが、業界挙げての見直し、それと単独施行者であります芦屋町としての取り組み、こういったもの等からこの財政シミュレーション上に行くような形で、私どもとしてもぜひこういったものの改善をしていきたいと考えております。そうすれば、今のよう施設使用料というものが納付できるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

今井議員。

議員 3番 今井 保利君

はい、わかりました。

それでは、一応今の売り上げが7,160万、6,800万、19年度ということが守られれば、基本的に一般会計から持ち出しはないと。

じゃあ今度は、今の10年間のシミュレーションでお聞きします。逆に、競艇から一般会計にお金が返ってくる予測はいつから幾らになっておりますでしょうか。

議長 本田 哲也君

助役 訂正します。競艇施設課長。

競艇施設課長 菊池 省三君

はい、10年間のシミュレーションの中で、先ほど申しました公債費、いわゆる施設改善事業の償還金が非常に多額になる時期が平成20年度から25年度まで厳しい時期がございます。その後の償還については、かなり減額というか、額が減ってまいりますので、こういったシミュ

レーションの中で、一般会計の方に繰り出しできる年度というのが、シミュレーションの中では25年に2億、26年に3億といった、この時期になりますと少し余裕が出てくるという状況でございます。

議長 本田 哲也君

今井議員。

議員 3番 今井 保利君

そうすると、平成25年から2億、26年、今3億と回答がありました。今、平成17年ですから、8年後から2億、3億、公営ギャンブルである芦屋競艇は、それまでは一般会計には入らないということで、認識はよくわかりました。

しかし、2億、3億入っても先ほどがずっとお話の1項目の22億消していくのにまた10年かかる。18年間は公営ギャンブルである芦屋競艇は芦屋町に寄与しないということが、自分たちのつくったシミュレーションでも明確だと思いますけども、この観点において、芦屋競艇公営ギャンブルの存続の意義を教えてください。

議長 本田 哲也君

町長。

町長 鈴木 清吾君

先ほど助役が申し上げたように、芦屋町新しい施設をつくり、そして商品というか3連単という商品をつくり上げていく、提供したわけでありまして。店舗であれば、店舗を改造して中の商品も変えたということではありますが、経営者としては当然、それを全部自力の自前の金でやってしまえば別ですけど、大変やっぱり経営者、銀行に融資を受けて長い年月かけてお返ししながら、私は経営をやられるということだというふうに考えています。その中で、確かに芦屋町は施設の中で110億弱ぐらいの基金を投じましたけれども、経営者としては当然とは申しませんが、ほとんどの経営者は融資をしていただいて、長いスパンの中で返していくと、それ返し終われば当然、あと利益が発生してくるわけですから、投資をすれば当然そういうことがしばらくの間、続くということは、当然の原理じゃないかというふうに考えてます。

それと、競艇法の一部改正については、助役の方からありましたけれども、その中で公金の率の話もありました。二転三転しましたけども、結構3%程度のものが2.62ということで、これ閣議決定されたということでもありますので、そういう法案が出ていくわけでありませうけど、その中で、赤字事情に対する優遇措置というか、今のところ言われておるのは赤字事情については、この交付税の猶予措置をしていきたいと思います、それは最大13年ぐらいの措置ということであり、ただこれが現実的に法律案という成立したときに、もう少しうちのシミュレーション見直さなきゃいけないかなと思うんですが、そういう優遇措置というか、厳しい赤字事情に、もしな

ったときにはそういう猶予措置の分も一部改正の中に組み込まれておるようなことも報告を聞いてますので、そういうものが出れば、競艇法の一部改正が完全に成立した中で、それと同時にそれは一年一年いろんな状況を見ながらできないと思いますけれども、決して芦屋競艇に対して悪い形で今、法律の改正が行われているということではないと思うし、若干なりともプラスになるでしょうから、そういう猶予措置だとか、いろんなことを。そして、売り上げのいいときにはお返ししていく、厳しいときには猶予措置を利用しながら、時間を延ばしながらでも経営をやっていくと、そして、その経営が、経営というか、今までかかったお金を払い終わった暁には当然利益が多く出てくるという、そういうシミュレーションですから、私はやっぱり新しい商品をつくり、施設をつくったしばらくの間は厳しい状況が続くということは、ある程度やむを得ないことではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

今井議員。

議員 3番 今井 保利君

私、今聞いたのは、公営ギャンブルの意義というのは、いわゆる一般会計だとか、町の財政に利益があるから存続する、運営するというのが前提なんです。今の回答ではなっていないと思いますけども、どこに意義があるんですかって、もうからないのにと、意義だけを言ってくればよかったと思うんですけど。回答は出ないでしょう、意義がないんでしょうというふうに、私は判断します。

今、閣議決定されて2.62%ということで、私、初めて聞きましたけど、それは少しは影響になるかと思う。それじゃご存じですか、今回の閣議決定された中にこういう条項があるのは。「競馬は75%の配当金を80%にする」という閣議決定されましたよ。5%変わってくるんですよ、配当金もっと出さなきゃいけなくなるんですよ。その情報も入れてちゃんと動いていますか。当然、ボートも追随せざるを得ないんですよ。そこまで閣議決定されてるのは2.62%に固執されるなら、今回同時に閣議決定された配当金が75から80になるということについては、予測の範囲内に入ってますか。

議長 本田 哲也君

町長。

町長 鈴木 清吾君

この競艇業界の方も配分率75については、当然競馬もそうでしょうし、頭のシミュレーション、我々もそういう話というか、配当金は必ずしも75%でがちがちじゃないよということについては、当然認識の中にはございます。

以上でございます。

議長 本田 哲也君

今井議員。

議員 3番 今井 保利君

それじゃ、最後にします。いずれにしましても、私が言いたいことは、この競艇を存続させるためには、きちんとしたシミュレーションと、きちんとした理論を持って町民に説明して存続をさせないと、あくまでも公営ギャンブルなんですから。確かにこれが芦屋町に寄与したということは、私は忘れてませんよ。600億幾ら以上のものを寄与した、それはわかっています。しかし、これから10年間、15年間、わかりませんが、全く利益が出ないというシミュレーションの中で、これを運営していくことについての意義というのは、明確に出さないと、大変なことになりますよ。幾ら150億としてお店を新しくしたといっても、利益が上がらないのに、150億投資したから何だったんだという結論ですよ。

私が声を荒立てて3年、4年言ってることは、結果としては利益出てないでしょということだけですよ。公営ギャンブルの目的をもう一度思い出してくださいよ。利益あってですよ、利益なくはないんですよ。だから、最初の問題である帳簿上の問題については、利益を出すために方策はあったはずだと思う。それを立案して出していただければ、議会としてはそれに追随して今後のことを話し合えるのは出されていないというのは、非常に残念だということで、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長 本田 哲也君

以上で今井議員の一般質問は終わりました。